

令和4年度 地方分権改革に関する提案事項

生活保護法上の指定介護機関に係る手続の見直し

- 127 指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法において届出があったものとみなす等
- 128 指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること

令和4年7月12日

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 社会援護課



<前提> 生活保護法に基づく介護機関の指定とは

① 生活保護法における介護扶助とは

■介護扶助は、要介護者等に対して介護保険法に基づくサービスにて行われる。

法第15条の2：介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

② 生活保護法における指定介護機関とは

137 ■都道府県知事は、生活保護法に基づく介護扶助のためのサービス等を給付させる機関を指定する。

法第54条の2：都道府県知事（※）は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

※法第84条の2（大都市等の特例）により、都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるもの（指定事務等）は、指定都市又は中核市が処理するものとされている。

生活保護法における指定介護機関は
介護保険法において指定を受けていることが前提となっている。

<127 介護機関の指定申請、変更等の届出に関する手続>
 <128 指定介護機関の指定の取消し・効力の停止について>

1. 現状

H26. 7 生活保護法 改正	指定申請	①変更等の届出 <127> (変更：名称、所在地、管理者の氏名、生年月日 など)	②指定取消等処分 <128>
H26.7～ <みなし指定>	介護保険法による指定を受けた介護機関は、生活保護法において指定を受けたものとみなす	<みなし指定> <みなし指定でない> どちらも、法第54条の2第5項及び第6項において準用する法第50条の2に基づき、 変更等の届出は必要 とされている	介護保険法の指定・許可をもって生活保護法の指定を受けたとみなされた介護機関は介護保険法での取消し又は効力の停止（以下「指定取消等」）により生活保護法においても効力を失う。
138 ～H26.6 <みなし指定でない> 旧法	介護保険法とは別に、生活保護法においても個別に指定申請を受け処理している		生活保護法に基づき個別に指定取消処分が必要。

介護機関は、名称等に変更があったときには、**介護保険部局・生活保護部局** どちらにも**変更等の届出が必要!**

みなし指定でない、旧法指定機関（H26.6以前に指定を受けた介護機関）については、**個別に処分が必要!**

2. 支障事例

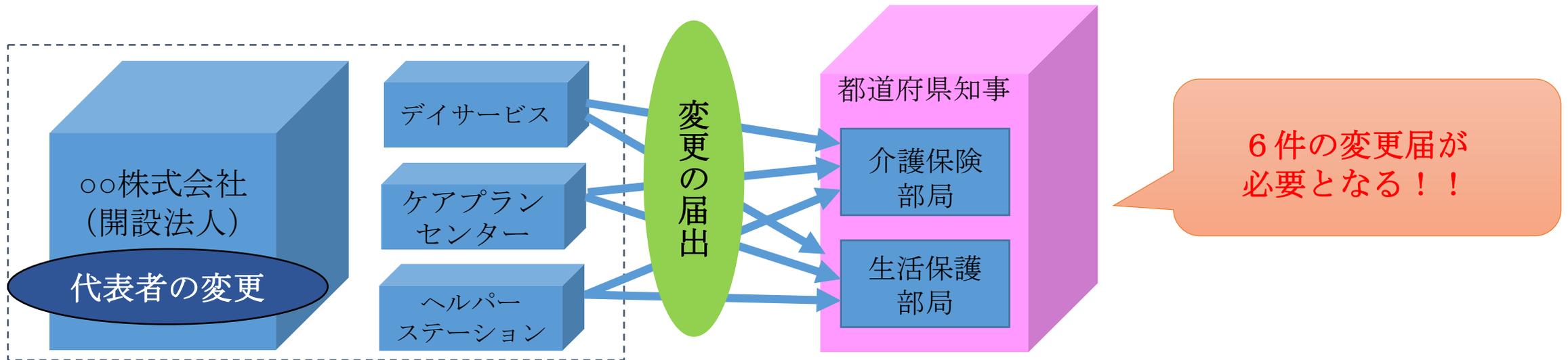
① 介護機関に対する過剰な負担

■ 介護機関に変更等事項が生じたときには、**介護保険法・生活保護法それぞれの指定申請窓口へ届出義務を負う。**

【昨今の介護分野における負担軽減の動き】

※ 社会保障審議会介護保険部会の下に設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」において、事業者と自治体の間でやりとりされている文書に関する負担軽減が検討され、現在厚生労働省において、介護サービス情報公表システムを利用したオンライン申請システムの構築が進められている。（令和4年10月順次運用開始）

→ 例えば、開設法人が同じである3つの介護事業所で、法人の代表者が変更となった場合・・・



※ 大阪府においては、介護保険法に基づく指定を一部の一般市にも権限移譲しているため、介護保険法・生活保護法の指定権者となる自治体が異なることがあり、届出も煩雑となっている。

<127 介護機関の指定申請、変更等の届出に関する手順>

②非効率な行政事務

膨大な事務の重複

- 変更等の届出は、介護保険部局と生活保護部局それぞれで受理し、データの入力、管理を行っている。
 - ➡R3 大阪府生活保護部局で受理した**変更等届出件数は約1,300件**（政令指定都市及び中核市を除く）
- 生活保護法に基づき必要な変更等の届出内容は、**全て介護保険法上の変更等の届出において網羅されている。**
- 介護事業者データと生活保護指定介護機関データは**異なるシステムで管理されており、それぞれで入力、管理を行っている。**
（届出内容や入力作業にミスがある場合には双方のデータに齟齬が生じる。）

140

届出遅延による確認業務の増加

- 特に**みなし指定を受けている介護機関**は、生活保護法における指定申請を行っていないため、変更等事項が生じても生活保護部局への届出が必要である認識が薄く、**失念され遅延するケースが多く、正確な指定情報の把握が困難となったり時間を要することがある。**
- それにより、名称や所在地が変わっているなど確認に時間が掛かり、福祉事務所が生活保護受給者の介護券の発行等の事務に支障をきたし、**介護報酬の請求に時間がかかることがある。**



令和3年度 生活保護部局における変更等届出（10日以内の届出義務※）に遅延する割合は約85%

遅延していた件数 **約1,100件** / 全届出件数 約1,300件

※生活保護法第50条の2

3. 求める措置

- ①生活保護法に基づく指定介護機関について、介護保険法に基づく変更、廃止、休止、再開の届出があった場合に、生活保護法において同様の届出があったとみなすものとされたい。
- ②また、指定申請、変更等届出の窓口の一本化を図り、介護保険法の指定事業者データをベースとして生活保護法の介護機関データを一元管理・共有するシステムを構築されたい。

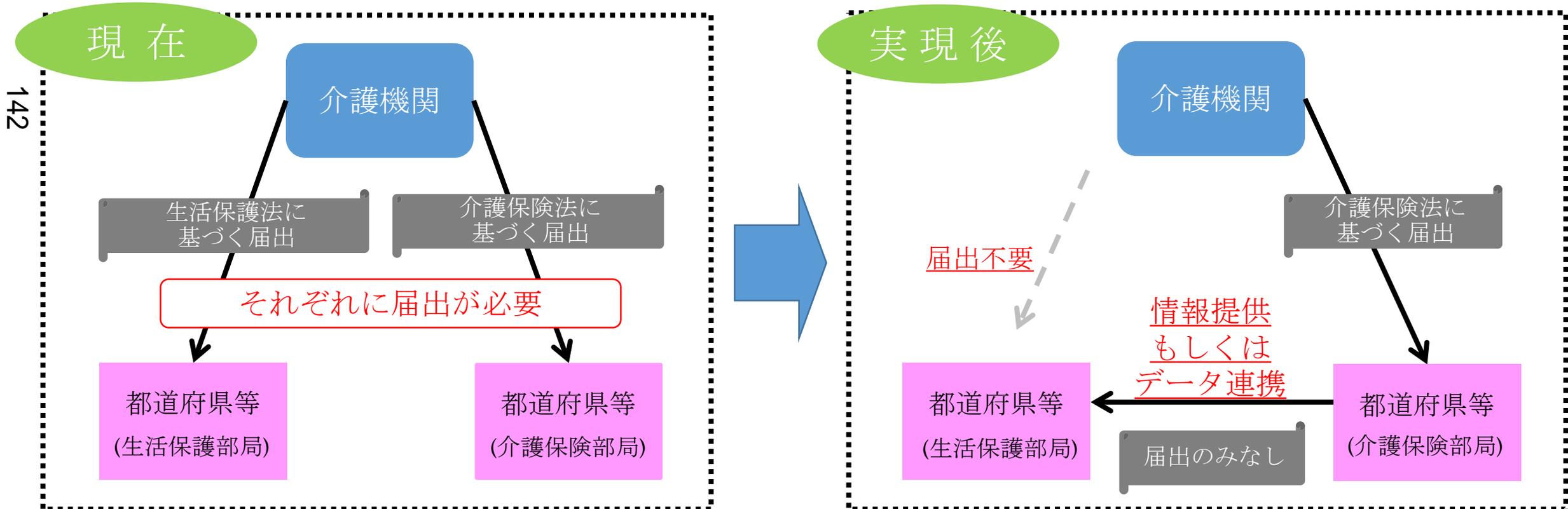
141

事業者の利便性の向上及び行政事務の効率化・簡素化



4. 措置実現による効果

■生活保護法に基づく届出義務が廃止され、介護機関の各種届出の窓口を一本化することで、**介護機関の事務手続の負担が軽減されるとともに、介護保険部局と生活保護部局の二重の行政事務解消に繋がる。**

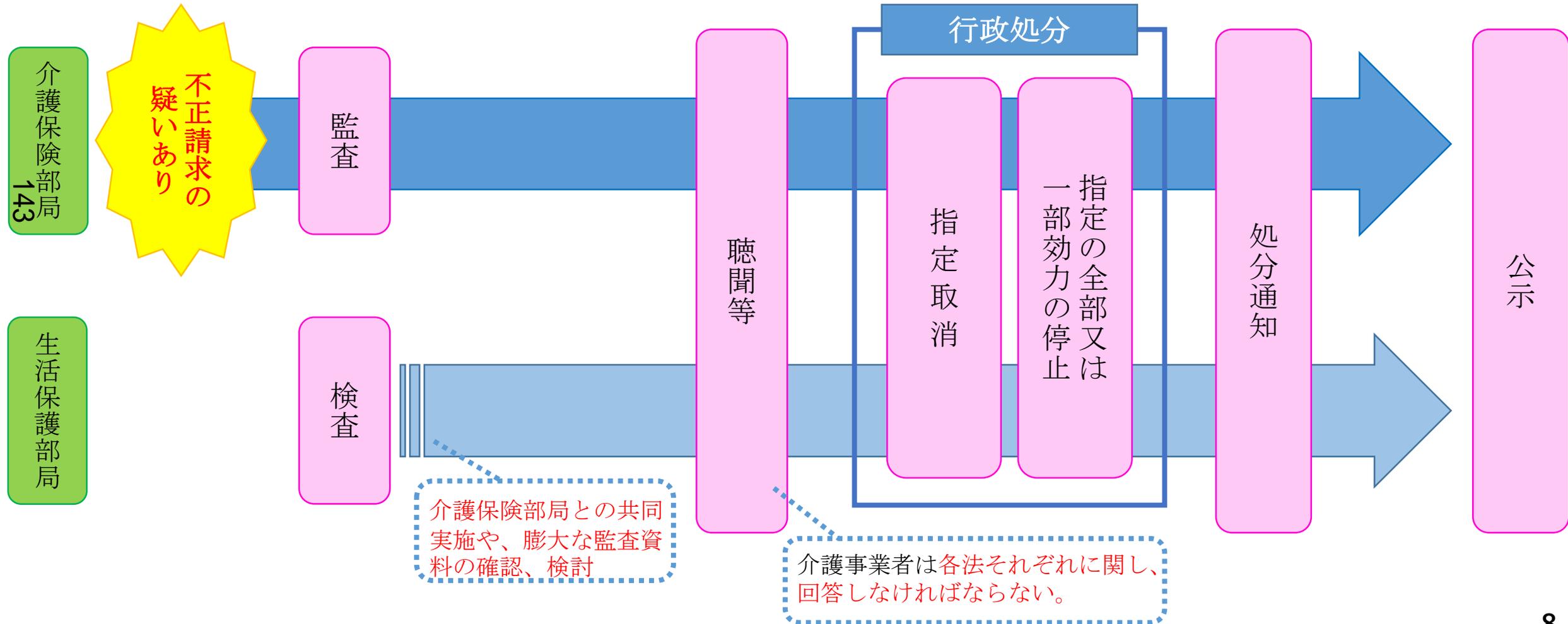


都道府県等 = 介護保険法、生活保護法それぞれの指定権者（都道府県、指定都市、中核市）

< 128 指定介護機関の指定の取消し・効力の停止について >

1. 現状

現在の指定取消等行政処分の事務の流れ (例) 介護保険部局において不正請求が疑われる場合



< 128 指定介護機関の指定の取消し・効力の停止について >

② 生活保護法における介護機関の指定取消等の処分要件 ～医療機関の指定取消等処分との比較～

指定医療機関：
 「健康保険法上の保険医療機関・保険薬局」であることが指定の前提であり、
 「健康保険法上の保険医療機関・保険薬局」でないことが指定取消等の要件となっている。

大阪府での実務例

生活保護法における指定医療機関については、法第51条第2項第1号により、法第49条の2第2項第1号「当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。」に該当するときは、その指定を取り消すことができる。

近畿厚生局が行う保険医療機関又は保険薬局に係る指定取消等処分通知を確認し、処分を行っている。

指定介護機関：
 「介護保険法上の介護サービス事業所等」であることが指定の前提にも関わらず、
 「介護保険法上の介護サービス事業所等」でないことが指定取消等要件となっていない。

大阪府での実務例

~~4~~ なし指定でない、平成26年6月以前の旧法指定機関は、個別に指定取消等処分が必要。
介護機関の指定等については概ね指定医療機関の規定を読み替えて準用する規程を置いているが、「健康保険法上の保険医療機関・保険薬局」でないときを要件として取り消すことができる規定については準用されていない。

介護保険部局で指定取消等処分を行う際に使用する資料等を徴取し、生活保護部局で指定取消等の必要性について検討し、処分を行っている。

○法第49条の2第2項
 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは前条の指定をしてはならない。
 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

○法第51条第2項
 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。

○法第54条の2第5項 <準用規程>
 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。

○令第6条
 法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十一条第二項第一号	第四十九条の二第二項第一号から第三号まで	第四十九条の二第二項第二号又は第三号

2. 支障事例

介護保険部局との事務の重複

■旧法指定機関については、介護保険法の指定取消等処分の事実のみをもって生活保護法上の指定取消等処分を行うことができず、現在、介護保険法の指定取消等処分の手続と別に、生活保護部局においても指定取消等処分を行っており、**事務の重複**が生じている。

なお、平成26年7月以降にみなし指定を受けた介護機関は自動的に効力を失うことから**介護保険部局と生活保護部局が異なる判断を行うことは想定されていない**と考えられる。

145

- 生活保護部局においても改めて不正請求等の処分の根拠となる書類等の確認を行うため、**指導や検査の実施や資料確認などの事務作業に多大な時間を要し、生活保護部局において大きな負担となっている。**
- 不正請求等の疑義があり個別に指定取消等を行う事案は少数であるが、場合によっては、**資料等の確認などの事務作業や行政処分の妥当性の判断に長期間を要する場合がある。**
- 個別に指定取消等処分を行う必要のある介護機関の数 **約3,000** / 10,000機関（大阪府所管全介護機関）

3. 求める措置

- ①旧法指定機関において、介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことを要件とし、生活保護法上の指定取消等処分が可能となるようされたい。
- ②あるいは、介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法に基づくすべての指定介護機関において効力を失うこととなるよう検討されたい。

146

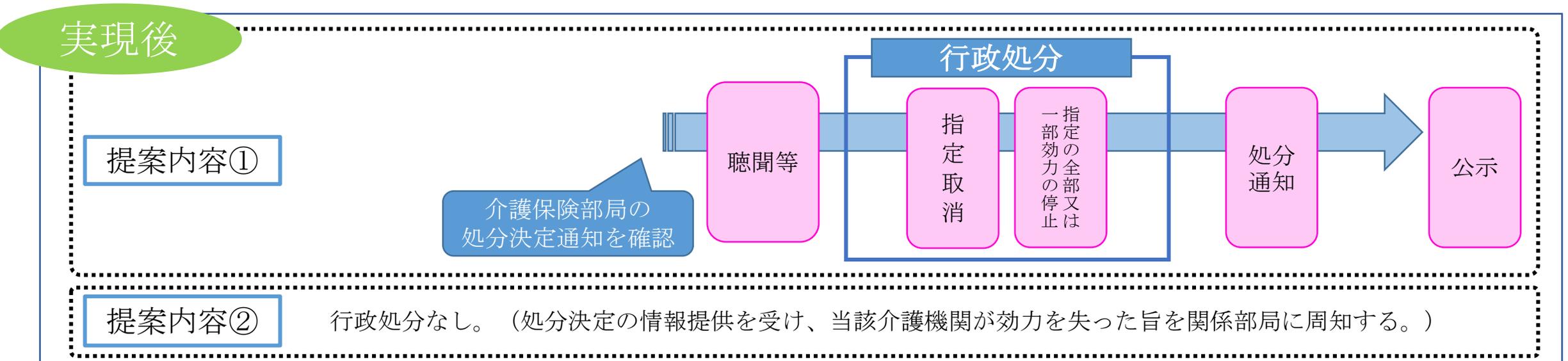
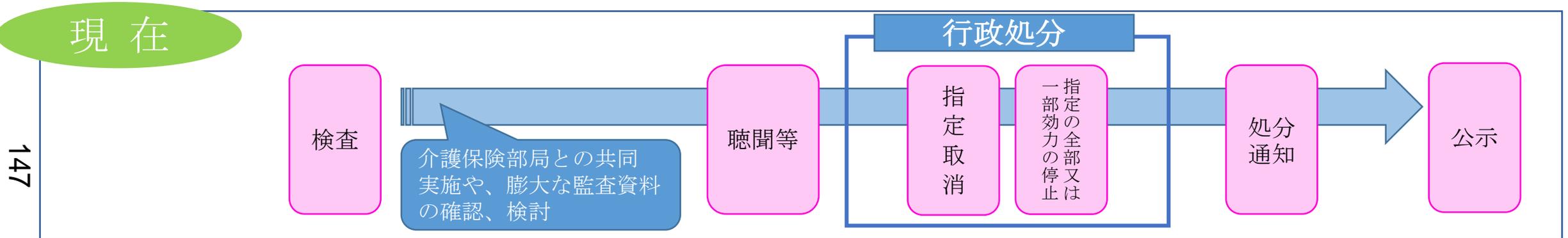
行政事務の効率化・簡素化



©2014 大阪府もずやん

4. 措置実現による効果

- 提案内容①⇒介護保険法と同観点での検査や行政手続事務の重複がなくなる。
 ②⇒効力を失う場合は処分を行う必要なし。



5. その他関係法令

生活保護法

○第49条の2第2項

厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

○法第50条の2

（法第54条の2第5項、第6項により「指定医療機関」を「指定介護機関」に読み替えて準用）
指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

○第51条第2項

指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。
- 四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。
- 五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

5. その他関係法令

生活保護法

○法第54条の2第1項

(略) 都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。(旧法の指定を受けている介護機関は平成26年7月1日に改正生活保護法第54条の2第1項の規定を適用する。(経過措置第6条))

○法第54条の2第2項

介護機関について、別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。

○法第54条の2第3項

前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第3欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。

○法第54条の2第4項

4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力(それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。)を停止する。

○第54条の2第5項

第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。)について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))を除く。)について準用する。(略)

○第54条の2第6項

第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。)について、第五十条、第五十条の二、第五十一条(第二項第一号、第八号及び第十号を除く。)、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関(同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))に限る。)について準用する。(略)

○附則第六条 (平成二五年一二月一三日法律第一〇四号) (抄)

この法律の施行の際現に旧法第五十四条の二第一項(旧道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けている介護機関は、施行日に、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項(新道州制特区法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた平成二十六年改正後生活保護法別表第二の上欄に掲げる介護機関であつて、旧法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものについては、平成二十六年改正後生活保護法第五十四条の二第二項の規定の適用を受けたものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

5. その他関係法令

生活保護法施行令

○第6条

法第五十四条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十一条第二項第一号	第四十九条の二第二項第一号から第三号まで	第四十九条の二第二項第二号又は第三号

生活保護法施行規則

○第10条の6

法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が、介護保険法第四十二条の二第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第一百七条第一項の許可を受けている場合は、その旨
- 四 誓約書
- 五 その他必要な事項

2 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第六項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う

者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類
- 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項、第五十八条第一項若しくは第百十五条の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第一百七条第一項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約書
- 七 その他必要な事項